立大学法人京都大学部 長 会 議 規 程 新 旧 対 照 局 改 前 改 正 後 (前略) (研究科長部会) (研究科長部会) 第11条 部局長会議に、大学院及び学部に係る事 第11条 項に関し連絡、調整及び協議するため、研究科長 部会を置く。 (同 左) 2 研究科長部会で連絡、調整及び協議する事項は、 2 部局長会議の議を経て、総長が定める。 (研究科長部会の構成) (研究科長部会の構成) 第12条 研究科長部会は、次の各号に掲げる者で 第12条 研究科長部会は、次の各号に掲げる者で 組織する。 組織する。 (1) 総長 (1) 総長 (2) 理事 (2) 理事 (3) 総長が指名する副学長(前号に掲げる者を除 (3) 総長が指名する副学長(前号に掲げる者を除 (。) (。) (4) 研究科長 (4) 研究科長 (5) 附置研究所の長 2名 (5) 附置研究所の長 2名 (6) 高等教育研究開発推進機構長 2 前項第5号の附置研究所の長は、附置研究所の2 (同 左) 長の互選により定める。 (後略)

附 則

この規程は、平成21年5月11日から施行する。